

告 示 第 6 号

平成27年3月2日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項及び熊本県後期高齢者医療広域連合監査委員に関する条例（平成19年条例第5号）第2条に基づき熊本県後期高齢者医療広域連合の定期監査を行ったので、地方自治法第199条第9項並びに熊本県後期高齢者医療広域連合監査委員に関する条例第5条の規定により、その結果を下記のとおり公表する。

熊本県後期高齢者医療広域連合
監査委員 宮 田 政 道

熊本県後期高齢者医療広域連合
監査委員 元 松 茂 樹

記

平成26年度熊本県後期高齢者医療広域連合定期監査結果の
公表（別紙のとおり）

平成 26 年度熊本県後期高齢者医療広域連合定期監査結果の公表

- 1 監査の種別
定期監査（地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定による監査）
- 2 監査の期日
平成 27 年 2 月 26 日（木）
- 3 監査の範囲
平成 26 年 4 月 1 日から平成 26 年 12 月 31 日までに執行された財務に関する事務の執行及び広域連合の事務の執行状況
- 4 監査の方法
監査に当たっては、財務に関する事務の執行及び広域連合の事務の執行が法令に基づいて適正かつ効率的に執行されているかに主眼を置き、提出された監査資料を検討し、関係諸帳簿との照合を行い、内容を審査したほか、事務局長等による説明を受けて実施した。
- 5 監査の結果
 - (1) 後期高齢者医療広域連合事務局の現在の状況
事務局の組織体制、職員の配置及び事務分掌について、適正な執行がなされているものと認められた。
なお、局長、次長、課長等の幹部職員の市町村等からの派遣の任期については、業務の円滑な推進のため、その交代が同時期とならないよう努められたい。
 - (2) 主要事務事業の概要と現在の状況
事務局の公正で能率的な事務事業の確保及び適正な事務事業の執行がなされているものと認められた。
 - (3) 予算執行状況
一般会計及び後期高齢者医療特別会計の歳入事務及び歳出事務について関係諸帳簿を検査した結果、適正な処理がなされているものと認められた。
 - (4) 財産の管理状況
備品台帳により抽出検査した結果、員数は符合し、保管の状況も良好であると認められた。
 - (5) その他の事務処理状況
その他の事務処理について、関係帳簿及び証拠書類は整備されており、さらにその内容につき検討を加え審査した結果、良好な処理がなされているものと認められた。

以上